報告事項No. 7

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

市長の専決事項の指定について第1項による専決処分

番	担当	専決処分	相手方	事件の概要
号	局 名	年月日		和解条項要旨
1	教育委員会	3. 5.26	幸区在住者	平成28年度、市立小学校に通学していた当時6年生の児童(以下「本件児童」という。)に対し、同級生の児童らがいじめ行為を繰り返し、及び担任教諭がこれを制さずに、これに加担して、平成28年10月21日に他の児童らの前で本件児童に対し謝罪を強要したとして、本件児童及びその保護者が、横浜地方裁判所川崎支部に、本市及び同級生の児童の保護者らを被告とし、本件児童に対し2,200,000円、その保護者に対し1,145,069円を被告らが連帯して支払うことを求め、損害賠償の請求に係る訴訟を提起した。第1審判決は、当該教諭の対応が、本件児童の人格権を侵害するものであるとして、本市に、440,000円及びこれに対する平成28年10月21日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を命じた。本市は、上記判決には承服しがたいことから、東京高等裁判所に控訴し、本件児童は、当該控訴に附帯して控訴したが、同裁判所から強い和解勧告があった。(令和2年(ネ)第1896号、同第3748号 損害賠償請求控訴、同附帯控訴事件)